

# 『経・哲手稿』における事物の 疎外と自然の疎外について

望月清司

マルクス『経済学・哲学手稿』における「疎外された労働」のいわゆる四つの規定については、従来、これらの比重をめぐっていくつかの議論があった。たとえば、四つの全体をひとしなみに「疎外された労働」の「四重の意味での疎外」とする杉原四郎氏（『マルクス経済学の形成』54ページ、同『ミルとマルクス』増訂版78ページ）、最初の三つが「労働疎外」で、最後の一つは「人間疎外」とする重田晃一氏（「労働疎外論と唯物史観」、経済学史学会編『資本論の成立』所収、209ページ）、「疎外された労働」をもっぱら第2規定だけのなかに見る大島清氏（『資本論への道』54～55ページ）、さらに、第2規定「自己疎外」が主要規定であとは副次的・派生的な規定にすぎないという塚本健氏（「物化と自己疎外」、『思想』1968年5月号）、などがそれである。ここではさしあたり経済学的アプローチをとる諸説を列挙しただけで、哲学的・社会的アプローチではまた異なった理解も提出される。

さて、これらの4つの「労働疎外」は、これを、はじめから杉原説に代表されるように「資本主義社会」（『ミル』77ページ）での次元で解釈されるのが常識であり、かつまた、そのような解釈で第一の「事物の疎外」から第四の「人間の間からの疎外」を明快に割り切ってしまうことも事実である。たしかにマルクスは、「疎外された労働」の分析を「国民経済上の現に存在する事実から」（『手稿』岩波文庫版86ページ。国民文庫版98ページ。以下岩86、国98、と省略して表示する）からはじめており、この「国民経済上の事実」を、マルクスがそれまでに検討してきた「労賃」「資本の利潤」および「地代」についての古典派経済学の目前の分析対象である「資本主義社会」と解するのはむしろ自然でさえある。

しかしそれでよいか。マルクスは叙述の展開のさいに「乞食論法」（*petitio principii*）をきらった。それは「これから証明せねばならぬ諸結果をまえもって示すことは混乱を生じさせる」（『経済学批判』序文）からであった。なるほど『経・哲手稿』は文字どおり『手稿』であるが、いちどは公刊を決意したものであって、少なくとも第一手稿にはマルクス自身が付した一連の通しページ番号が付されており、決して単なる断片的な覚え書きの集成ではないことに留意すべきである。してみれば、マルクスがいっさいの歴史的諸前提を捨象して、まったく無媒介に「資本主義社会」下に完成された「労働疎外」から彼の疎外論を展開したと考えるほ

うが、むしろおかしいのであって、われわれは、商品論の論理においてマルクスが、資本制商品の特質をもっとも単純な商品の自己展開の中からうきぼりにしたあの手法を「疎外された労働」の論理の中に見出すことはできないのであろうか、という設問をこそ立ててみるべきであらう。

## 2

このような疑問を抱いて従来の論議をふりかえってみると、われわれは、そのいずれもが、第1規定を「労働生産物の疎外」という一点のみでおさえているのに気がつく。ここに問題がありそうに思われる。

念のためにマルクス自身の叙述を整理しておこう。

四つの規定のもっともまとまった表現は、「人間が(1)彼の労働生産物から、(2)彼の生命活動から、(3)彼の類的存在から、疎外されているということから生ずる直接の帰結の一つは、(4)人間から人間の疎外である。」(岩98, 国108。カッコつきの番号は訳書による)という一節である。第1規定が「労働生産物の疎外」であることは、この一節に関するかぎりまぎれもない。

しかし、この部分は実はそれより前(岩95, 国105)から詳細に展開され、すでに第3規定までを説明しおわって第4規定に入った冒頭での総括であった。そしてこの総括を含む文庫版で約3ページの一節では、第1規定は人間からの「自然の疎外」、第2規定は「自己自身の人間に特有な活動機能の、人間の生命活動の疎外」と説明されるのみで、この節の主要な対象は、第3規定である「人間からの類の疎外」であった。岩波文庫版98ページに見た第1規定「労働生産物の疎外」は、ここ95ページでは「自然の疎外」となっている。

さらにこの節(岩95—98, 国105—108)の前におかれた部分のマルクス自身による要約を聞こう。

「われわれは、二つの側面から実践的な人間活動の疎外の行為、すなわち労働を考察してきた。(1)労働者にたいして力をもつ疎遠な対象としての労働の生産物にたいする労働者の関係。この関係は同時に、彼に敵対的に対立する疎遠な世界としての感性的外界ないし自然的諸対象にたいする関係である。」(岩93。国103—104。力点はマルクス。ここに注意!)。すなわち、第1規定は、ここでは「労働生産物の、そして同時に、自然的諸対象の疎外」となっているのである。

だがまだ遡行はつづく。今までのところ、マルクスは疎外の一規定の説明に入るたびごとに

それ以前に説明しおわった諸規定を一言にして要約してくれているはずだからである。順序として第2規定を説明する一節の冒頭に、例によって、第1規定の要約を見ることができであろう。いわく――

「これまでわれわれは、ただ一つの側面、すなわち労働者の彼の労働の諸生産物にたいする関係からだけ、労働者の疎外、外化を考察してきた〔以上第1規定――以下第2規定（望月）〕。しかし疎外は、たんに生産の結果においてだけではなく、生産の行為のうちにも、生産的活動そのものの内部においても現われる。」（岩91, 国102。力点マルクス）。ここでふたたび、第1規定は「労働生産の疎外」にたちもどるように見える（だが注意せよ。実は、労働者の、彼の労働生産物の疎外、である。）

こうしてわれわれは、やっと第1規定にたどりつく。だがいったいどこから、第1規定の説明ははじまるのか？

ほとんどすべての「疎外」論は、マルクスの次のような一節から第1規定を引き出す。

「われわれは国民経済上の現に存在する事実から出発する。

労働者は、彼が富をより多く生産すればするほど、彼の生産の力と範囲とが増大すればするほど、それだけますます貧しくなる。労働者は商品より多く作れば作るほど、それだけますます彼はより安価な商品となる。事物世界の価値賦与（Verwertung）にぴったり比例して、人間世界の価値喪失（Entwertung）がひどくなる。労働はたんに商品だけを生産するのではない。労働は自分自身と労働者とを商品として生産する。しかもそれらを、労働が一般に商品を生産するのと同じ関係のなかで生産するのである。」（岩86, 国98）。

なるほど。この叙述が資本制生産関係を表象していることは疑いない。杉原氏が、労働生産物が「労働に対して疎遠な本質存在として、すなわち生産者から独立した権力として対立的に登場してくる」という青木文庫、三浦訳（力点は杉原氏のもの。マルクスの原文のものではない。Kleine ökonomische Schriften, Ein Sammelband : Bücherei des Marxismus-Leninismus, Band 42, Berlin 1955, S. 99）を引用しつつ、「つまり賃労働者はみずから生産したものをとりあげられ、生産物は生産者の手からはなれるだけでなく生産者に対立し、すすんで資本としてかれを隷属させるにいたる。」（『マルクス経済学の形成』54ページ、同「マルクス思想体系の形成」、『経済学史講座』第2巻所版、182ページ）と解釈するのは、この限り当然でさえある。

だがそれにしても、「自然」はどこへ行ってしまったのか？前記のような、マルクスの第1規定を、わざわざうしろのほうから遡って一節一節をおさえてきたのは、第1規定といえば「勞

働生産物の疎外」と要約するのに利用されるもっとも単純化された規定が、どのような思惟過程を媒介として、こうした、わかり易いが誤解もされ易いテーゼになったのかを確かめるためであった。

くりかえそう。

(1) 第二規定を説明する節の冒頭における第1規定は、「労働者の、彼の労働の生産物 (die Produkten seiner Arbeit) の疎外」(岩91, 国102, Schriften, 101) であり。

(2) 第2規定を説明する節の末尾におかれ第1規定は、「労働の生産物、同時に自然的諸対象にたいする労働の関係」(岩93, 国104)

(3) 第3規定を説明する節の冒頭に出てくる第1規定は、「疎外された労働は、人間から自然を疎外する」(岩95, 国105) であり、

(4) 最後に、第4規定を説明する節の冒頭の要約では、「人間が、彼の労働の生産物 (das produkt seiner Arbeit) から疎外される」(岩98, 国108, Schriften, S. 106) であった。

### 3

こう見てくると、第1規定を、一義的に「資本制下の賃労働者の労働生産物の疎外」とする杉原氏・塚田氏の見解において、われわれは、第一に、「労働者の労働」の「生産物」が、「労働者」の「労働生産物」(杉原、『経済学史講座』論文前掲箇所) にすり変っていること、

そして第二に、第1規定の中に意味深く含まれている「自然の疎外」への考察が当然のことながら、第1規定解釈から全くドロップしていること、

これらの結果、第三に、「疎外された労働」が、疎外されていない労働のどのような本質的契機を土台として発生しうるのか、という問題、いいかえると「われわれが、労働の本質的な関係とはどういうものかと問うとき、われわれ労働者の生産にたいする関係を問うているのである」(岩91, 国102。力点はマルクスのもの) というマルクスの問題意識、問題提起の意味が、まったく見失われていること、以上の三点を強く指摘せざるをえない。問題はあきらかに、「労働生産物」(senes Arbeitsprodukt) そのものにあるのではなくて、ほかならぬ彼の労働の生産物 (Produkt seiner Arbeit) にあるのである。

してみると、ひとは、前出の「われわれは国民経済上の現存する事実から出発する」とマルクスが筆をおこし、資本主義下の労働者の商品化を論じ「激しい脱現実化 (Entwirklichung), 「激しい対象喪失」, 「激しい疎外」を語った一連の叙述を、そのまま、マルクスの第1規定の内実と見てはならないことになる。

マルクスの真意は、そうした資本主義下の賃労働者の対象喪失等々、「これらすべての結果の真の原因は、労働者が自分の労働の生産物に対して、なにかある疎遠な対象にむかっているように自らを関係させるという規定のうちに存在する。」(岩 87, 国 99。訳文は意識的に直訳。Schriften S. 99) という一節からはじまると見るべきであろう。

労働者——あらためて注意するにも及ぶまいが、奴隷や農奴も、自立的小農も「労働」者である。賃金労働者とは限らない。——が、「自分の労働の生産物」を生産するためには、当然かれは自分に属する労働対象を自然＝感性的外界の中からえらび出し、自分のものとしてのこの自然質料に働きかけることができなければならない。

人間は、即自的にはまず「自然存在」(Naturwesen)。(岩 206. 国 222) であり、しかも「活動する自然存在」であった。したがって、人間はかかる存在としてもつ自然的な生命力を、衝動を、具体的な行為＝自然への働きかけ＝労働において発揮することにおいてのみ、「人間はただ自然存在であるばかりでなく、人間的な自然存在」(岩 208. 国 224) となることができる。人間は、労働することを通じてはじめて、即自的・無媒介的「自然存在」から、「対自的存在になる」(Fürsichwerden)。(岩 200, 国 217)。

しかし、労働することは、労働者の、対象への生命力の注入であり、労働をある加工された対象物の形に具象化すること(「対象化」)である。この注入された生命は、今や対象の中に固定化されたものとして、自立的な生命を保持し、労働注入度に比例して労働者からの疎遠性(Fremdheit)を強めてゆく。それに応じて、労働の主体は、ますます自己を対象に吸収され「空洞化」(エンゲルス)してゆく。彼自身は貧しくなる一方である。このような「労働の外化」をこそ、マルクスは——杉原氏とちがって——「彼の労働が、彼の外に、彼から独立してよそよそしく実存し、彼に相対する一箇の自立的な力<sup>マハト</sup>になり、そして彼がその対象に賦与した生命が、彼に敵対的でよそよそしく向い合うようになる」(岩 88, 国 100。訳文変更)と規定したのであった。

一方、労働者は「死なないためには」自己の非有機的身体である自然との不断の交流の中にとどまらざるをえない(岩 94, 国 105)。しかも、人間は労働対象および労働手段を、そして直接的な生活資料を自然に絶対的に依存しているという意味で自然のクネトト<sup>クネトト</sup>下僕でもある。にもかかわらず、人間はその生命活動の発露それ自身によって、自らを刻々と貧しくさせながら自然を奪い破壊し、労働生産物という人間に疎遠な物の世界に自然を外化してゆかざるをえない。労働それ自体が人間を自然から疎外する。これが「労働の生産物の疎外であると同時に感性的外界＝自然的諸対象の疎外」というマルクスの第1規定の真の内実であって、だからこそマル

クスは；ヘーゲルの『精神現象学』の偉大な功績を，「ヘーゲルが人間の自己産出を一つの過程としてとらえ，対象化を脱対象化として，外化として，さらに外化の止場としてとらえていること」，いいかえればヘーゲルが「労働の本質をとらえ，…人間を人間自身の労働の成果として…把握していること」に認めたのであった（岩 199，国 216。「脱対象化」(Entgegenständlichung) は岩波文庫では「対象剥離」，国民文庫では「対象性剥奪」。前者は，なにか自然に偶然にボロリと剥げて落ちるような感じだし，後者は犯罪者が肩書きを公権力によって剥奪されるという感じで，両方とも，自然必然的な法則現象という原語の意味するところを誤解させるおそれがあるだろう。なお岩波文庫の訳者城塚氏の訳注 289ページを参照）。

#### 4

すなわち，ここで論じられているのは，もっとも単純な規定にまで抽象化された労働一般の本質でこそあれ，決して外延的に完全に発展した具体的に資本制的な賃労働ではない。もちろん，のち『経済学批判序説』にマルクスが述べたような，「もっとも抽象的な諸範疇でさえも——ほかならぬその抽象性のゆえに——すべての時代に妥当するにもかかわらず，しかもこの当の抽象という規定性の点では，やはりまぎれもなく歴史的諸関係の産物であるということ，そしてその完全な妥当性は，ただこれらの諸関係にたいしてだけ，これらの諸関係の内部でだけ」である（『経済学批判』国民文庫旧版 301ページ）という意味で，第1規定が資本制賃労働に妥当するとしても，問題はそれがひとたび端初に遡行してのちの論理的上向の結果であるかどうかであって，いまは，人間の労働の実現が，本源的に共同体的な社会構造のもとでも，抽象的には労働の対象化として，労働が対象化を完了するとその新たな対象の喪失として現われざるをえない，ということが決定的に重要なのである。

もともと，労働者が一個の類的存在として，類としたがって自己に属する対象世界を加工する（概念の上では，加工がひとを類的存在にする。岩 97，国 107）ことは，まさにマルクスがそれをヘーゲルの労働観の肯定的側面としたように，「人間が意識している類的存在であることの確証」（岩 96，国 106）であり，労働はそのような肯定的な側面において「自己を確証しつつある人間の本質」（岩 200，国 217）であった。それだから，いやそれゆえにのみ，「人間の活動は自由な活動」（岩 96；国 106）だったのである。

マルクスは，ヘーゲルが，労働のこうした肯定的側面だけを見て，その否定的な側面を見ない，と批判した。ではマルクスは，労働の肯定的側面を考察の場から切り捨てたであろうか。第1規定を「労働生産物の疎外」と理解する立場に立てば，切り捨てたと解せざるをえない。

しかしそれはちがう。それでは、労働者こそが現実の人間である、という「ヘーゲル法哲学批判序説」の、「ユダヤ人問題によせて」での問題意識からの飛躍的發展によって到達した位置をまったく評価できないことになってしまうであろう。

それではまた、大島説のように、第1規定では、「労働生産物は、労働の対象化したものであるから、当然、労働者に帰属する」（『資本論への道』54ページ）というふうに、第1規定を全面的に肯定的な側面ととらえる見解が正しいのか。これも問題である。大島氏は、第1規定が「現実的な人間の本来的活動としての外化、疎外の事実を指摘しているもの」（同上）という点に気がつきながら、第1規定の労働が、もっとも抽象的であると同時にもっとも具体的な労働でもある、という弁証法的構造にまで分析を進めなかった。これでは「自然の疎外」はどうやら理解できても、「労働者の労働の生産物の疎外」の側面は理解できない。労働生産物は、「当然、労働者に帰属」したとしても、やはり疎外は生起するのである。最後に、この理解では、第1規定が第2規定に移行する契機は、労働の内部からではなく、まったく、私的所有という外部の強力要因にしか求められない。

このアボリア——私にはそう見える——をどう解くべきか。

私有なしでも労働者の労働の生産物は、労働者を外化し疎外する。しかもこの私的所有は「外化された労働の……産物・成果・必然的帰結」（岩102, 国114）として説明されねばならないのである。大井正氏も、「労働の生産物の疎外」を「国民経済的事実」と認めると同時にこれを「私的所有」から説明してはならぬ、という問題を解くことはできないとし、結局、第1規定は第2規定の「外部的表現」であるとした（同氏『唯物史観の形成過程』86～89ページ）。結果として塚本説とほぼ同趣旨となる。

ところで、ヘーゲルの労働観において、マルクスによって評価された命題は、第一に、労働が人間の自己産出であると同時に外化である、という矛盾の自己疎外の側面と、第二に人間はその外化を止揚しようという疎外からの回復の側面であったことを想起したい。もっともヘーゲルの労働は「抽象的に精神的な労働」（岩200, 国217）のみであり、それゆえ外化＝疎外は、「自己意識」の疎外というみせかけにほかならず、「外化の止揚」すなわち「疎外された対象の本質をふたたび獲得すること」は、すべて「自己意識への（再）合体」「対象の自己への還帰」（岩202, 国219）であるにすぎない。

マルクスが、ヘーゲルのこのような外化の止揚、対象の克服の運動を進めてゆく思惟活動をフォローしてゆく過程はおそろしく難解といわざるをえず、われわれの理解を絶する叙述もすくなくはないが、とにかく、その極、マルクスは、「ヘーゲル弁証法の積極的な諸契機」のひ

とつを、「外在態を自己のうちに取りもどす対象的な運動としての止場」（岩 216，国 231）のうちに見出している。しかし、第一手稿の労働疎外論とほとんど何らの用語的関連なしに展開されているがゆえに余計に難解を極めるこの第三手稿「ヘーゲル弁証法と哲学一般の批判」の中に、わざわざ「否定の否定としての対象再獲得」の局面をさぐりあてなくとも、非常にあいまいな形ではあったが、「疎外された労働」の冒頭にすでに展開されていたのであった。

マルクスは「国民経済上の現に存在する事実から出発」して、労働者が働けば働くほど窮乏するという事実の原因を、労働の一般的本質にいったん求めておいてから、さてふたたび、「国民経済的状态のなかでは、

- 1) 労働の現実化が労働の脱現実化として、
- 2) 対象化が対象の喪失と対象への下僕化として、
- 3) 獲得 (Aneignung) が疎外として、外化として、

として現われる。」(岩 87, 国 98. 訳語変更) と、抽象的な労働一般の次元における、ヘーゲルふうの、欲求—労働—充足のトリアーデ (『法の哲学』第 189 節および以下。中央公論社「世界の名著」版, 421 ページ 以下。なおヘーゲルのイェナ時代の労作『人倫の体系』においてのべられた同じ関連のより高い次元のトリアーデ「占取—労働の活動そのもの—生産物の占有」については、ルカーチ『若きヘーゲル』を要約した出口勇蔵編著『経済学と弁証法』158 ページ 以下参照) が 資本主義的賃労働制下にどのような変容を強いられるかを暗示している。問題は最後の、「獲得が疎外として現われる」という一項である。

この「獲得」が、加工された生産物をわがものとして領有すること、であるとすれば、「国民経済的状态」すなわち資本制、というより当時のマルクスの認識では私的所有制度、が出現する以前には、労働者は自分の労働 (!) の生産物を、いったん対象化しながら、それをふたたび「わがものとして領有する」ことができた、すなわち、そこで外化=疎外が止揚され消滅したわけである。労働者が自分のものとしていったん外化=疎外した生産物をとりもどすのは商品化のためではない、まさしく自分の消費——個人的もしくは生産的消費——のために、であった。たとえば、自己に属する自然の素材を、自己の有する労働手段をもって加工するとしても、一刻一刻の労働の注入それ自体が、次第に加工され完成されてゆく対象の疎遠化を容赦なくおし進めてゆく。しかし、私的所有——ことに労働力商品の私有——が存在していなければ、この対象は完成の瞬間に、加工者自身 (ないし彼の属する類=共同体) の消費資料として領有され、生産物の疎外は消失するのである。「否定の否定」が成就する。

しかも、こうした私有なきゲマインシャフトにあっては、個々の労働者は、類的共同体の一

肢体 (ein Glied) として、それ自身一箇の「自然存在」であった。この自然存在としての人間が「人間の非有機的肢体」である大地や動物や植物という質料とのあいだで「意識的な生命活動」(岩95, 国106)としての物質代謝を遂行するのであるから、ここでは「自然の疎外」もまた発生しないのである。(もっとも、かかるゲマインシャフトでは、その生産力の低水準のゆえに、自然が供給する生活手段の人間に対する優位は否みがたい。しかしながら、いまだ加工されない即自的外冊に立ち向うことによって、人間がそこで対象の<sup>クネヒト</sup>下僕になる(岩89, 国100)のも経過的には避けられぬとしてもこの関係は、いかなる意味でも自然の疎外とは規定しえないであろう。労働が注ぎこまれない自然は、決して「対象化」しえないのであるから。)

こうしてわれわれは、マルクスが「国民経済学は、労働者(労働)と生産とのあいだの直接的関係を考察しないことによって、労働の本質における疎外を隠蔽している」(岩90, 国101この一文全文にマルクスの力点)と語ったことの意味を理解できることになる。労働者と生産とが、いかなる媒介もなしに(un-mittelbar)結びつくところで「労働の本質」が自己を発揮する。そこにすでに疎外が存在し過程しているのに、「国民経済学」はそれを隠蔽している、というのである。この直接的関係のあいだに私的所有がしのびこみ、この関係を破壊する。だからこそ「生産の諸対象および生産そのものにたいする財産所有者の関係は、この最初の関係のたんなる一帰結」(同上)としてのみ現われるのである。いいかえると、私的所有の秘密は私的所有なき状態においてすでに成立している労働の疎外=外化(ルカーチの用法での「対象化」にあったのである。

## 5

労働生産物の消費による疎外の止揚という、マルクス自身は直さない形でのべなかった点にこの「労働疎外」論の次元で着目しているのは、ソ連の哲学者オイゼルマンの重要な示唆を含む研究であるが、しかしオイゼルマンの観点は、このように終局的に止揚されるほどの疎外など論ずるに値いしないとばかり、「疎外された労働」からまったくきりはなしてかえりみない(イ・オイゼルマン『マルクス主義哲学の形成』森沢第一部、386ページ)。ヘーゲルではすべての労働が(すべての思考の客観化と同様に)疎外なのであるが、オイゼルマンによれば、「マルクスはこういう現実的な意味を覆いかくして観念論的構成の基礎に役立つような普遍的な疎外概念にたいしては断乎として反対する。」(同『マルクス主義と疎外』権沢85ページ)、という。こうして彼もまた、第1規定を、賃金労働者の労働生産物の疎外として論をおこすこ

ととなる。くりかえして言うが、それでは、「国民経済学が私有財産（という説明ぬきの大前提——望月）から出発する」と同じである。「疎外された労働」をはじめから資本制私有の前提のもとで語るのでは、疎外そのものからではなくて、労働の本質＝人間の本質から私的所有を論理的に引き出そうというマルクスの意図は無視されてしまうであろう。「自然存在」としての人間をさらに「理性的な存在」と規定して、「人間と環境とのたえずより大きな相互作用を指摘したコルニユも、「人間が自分の本質、すなわち労働を自分の生産した対象に外在化したのちは、自分の力をたえず失って消耗してしまわないために、自分の労働の産物を自由することによって自分の本質をとりもどさねばならぬ。」（『マルクスと近代思想』青木訳、126ページ）という核心にせっきやく近づきながら、結局は、「かれ（マルクス）は疎外された労働を資本主義社会の中心問題、主要特徴ととらえていても、〔この概念を〕なお十分に歴史発展の契機とは認めなかったし、そう説明もしなかった。」（同上、129ページ）という結論におちついてしまう。労働が人間と自然の紐帯であった限り、人間が労働を通じて世界を変革する、という点にマルクスの歴史認識を見得たコルニユ自身が、疎外された労働の発生についての歴史過程に想到しえなかったのも、やはり第1規定における自然の疎外への彼の無視に起因しよう。

問題の困難はひとたび私有が成立すると「そののちは、この〔私有と疎外の〕関係は相互作用に変化する。」（岩102, 国114）という点にある。循環がはじまって端緒が見失われたのである。

しかし端緒は存在せねばならぬし、存在する。人間は労働の過程で自己を対象化した。その結果労働生産物と生産者＝労働者との間に敵対的で冷やかな関係が生れる。労働は彼のものであるにもかかわらず、その生産物は、彼の支配から脱離してさらに疎遠な存在になろうとし、労働者は、それが自分の生命活動の所産であるにもかかわらず、「彼自身から独立した対象にたいするようふるまう」（岩100, 国112）。この時、彼は、彼自身の生産物の、彼自身の生命活動の、それとは本源的に無縁であった主人であるかのようにふるまいはじめたのであり、それはまさに彼を、ある他人の労働の生産物、他人の生命活動に対する支配や強制をも行使しうる人間に作ったのである。（同上）。「人間の自分および自然からの自己疎外はいずれも、人間が自分から区別された他の人間にたいするものとして、自分や自然にあてる関係のうちに現われる。」（岩101, 国112）。その瞬間、かつて、自己を疎外した生産物を、自然という共同の世界の中でたゞちにとりもどし自己の消費欲望を直接に充足することによって疎外から解放された自由な労働者は、いまや自然＝感性的外界との一体性を喪失する。

いうまでもなく、自分の労働生産物が労働者自身を疎外する状態——たとえば本源的には貨幣との交換を予想しての生産が行なわれる状態——にあっては、販売＝讓渡（Entausserung）が偶然的ではないかぎりはその時、労働という人間的営為それ自体もが労働者を必然的に疎外せざるを得ない。この意味で、労働者の意識的な単純商品＝貨幣流通への参加は、方法的にはまず第1規定の疎外を、その必然的随伴物として第2規定の規定を労働者にもたらずわけであるが、「実質的には」二つの疎外は不可分割の現象としてあらわれ、したがって具体的に通時的な因果関連の上では、まず労働という行為＝原因が、次にその行為の成果としての労働生産物＝結果が創出される、という経過をとる。

マルクスが「かりに労働者が生産の行為そのものにおいて自己自身を疎外しないとしたら、どのようにして彼は自分の活動の生産物に疎遠に対立することができるだろうか。」（岩91, 国102）として、第1規定を第2規定の単なる「要約」（résumé）とした論理は、こうした具体的次元での、しかもすでに資本制賃労働を表象しつつある段階での第2規定から、第1規定を反省しての論理と解釈されねばならない。

そうでないとしたら、第1規定で、国民経済学のかぶせたヴェールをとりはらって「労働の本質」を解明し、「（すでに私的所有を前提とした）労働が富（私的所有そのもの）の本質である」（岩103, 119, 169, 国114, 135, 183）とする古典派経済学のタウトロギーにたいして「（その本質においてすでに）外化＝疎外された労働こそ私的所有の源泉」（岩102, 国114）との根源的批判を対置したマルクスの意図の根源的たるゆえんをほとんど理解できなくなるだろう。また、そうでなければ、またもや第1規定が「自然の疎外」でもあるということの意義をネグレクトしてしまう結果になるだろうこと、ここにくりかえすまでもあるまい。そもその出発点で生産行為＝労働活動が（資本制的に）疎外されているとしたら労働者はその時点ですでに自然から切りはなされ、疎外された存在として「強制労働」（岩92, 国103）に服しているはずである。「他人のものとしての労働生産物」に結実してからはじめて自然から疎外される、というのは全くの非論理でしかないであろう。

しかし最後に。「彼の労働の生産物および自然の疎外」としての「疎外（外化）された労働」は、当然のことながら、他人の労働への支配を含まない単純私的所有の成立契機ではあっても、市民社会的視野での「分業と交換」範疇の成熟なしに、ストレートに、他人の不払労働収取に立つ私的所有に直接するものではない。この時期のマルクスを制約した、私的所有ならびにその歴史的形態としての資本制社会の成立史認識の不十分さが、『手稿』全体の、ことにわれわれがここで問題にした第1規定の理解を困難としている最大の理由であろう。多くの箇所で、

疎外がまだ生起していない類的グマインシャフト段階から、領主制的土地所有をとびこえて、資本制私有の社会に短絡してしまっている。概念の上ではともかく、歴史具体的に、いまだ「疎外されない労働」から私有への飛躍の過程を表象としてつかむにはいたっていないのである。

とはいえ、そうした欠陥をはらみつつも、「外化された労働」において「私的所有の秘密」をまさぐろうとするマルクスには、ひとつの星雲的な歴史認識が芽生えてきているように思える。それを暗示するのは、第一草稿「地代」において、セーを引用しつつ、土地所有権の起源を「盗奪」に発する規定（岩 62, 国 75）しながら、同「資本の利潤」へき頭で、同じセーをやはり保留なしに用いて「資本そのものは盗みや詐欺には還元されない……」（岩 39, 国 51）としたことである。1842年に、すでにブルードンの『財産とは何か』（1840年）を読んで高く評価したマルクス（坂本慶一「初期マルクスとフランス社会主義（上）」『思想』1968年5月号、75ページ）が、財産（ここでは資本）の起源をなぜ自から感銘を受けたブルードンに従って「盗奪」に求めなかったかは、後年のマルクスが回顧する。『手稿』を書きつつあったその1844年、彼は「しばしば夜を徹してブルードンにヘーゲル主義を注ぎこもう」（『哲学の貧困』岩波文庫付録、同230ページ）と徒勞を重ねていたのであった。ブルードンに依拠してではなく批判的ヘーゲルを踏台として、「盗奪」からではなく「労働の本質」から私的所有＝資本を、論理的に導き出すべく苦闘を重ねていたパリのマルクス、その姿を私は、この第1規定の背景に見たいのである。

上述のとおり、私的所有一般についてはともかく、ブルジョア的所有の起源の解明をマルクスは根本的に果したとはいえなかった。そのためには、所有の歴史的諸形態の探究が必要であった（森川喜美雄「ブルードンとマルクス」前出『資本論の成立』113ページ）。しかし、『ドイツ・イデオロギー』の「フョエルバッハ論」における叙述とかなりニュアンスを異にしつつ（広松氏の「エンゲルス執筆」説）、おそらくマルクス執筆にかかると思われる一節は、依然としてブルードンの「盗奪」理論にこだわり、しかもそれを克服しきっていない（『全集』第3巻389ページ。「完全に正当」と評価）。マルクスが、私有の起源を専ら家族＝共同体内部の自然成長的分業にもとめる「フョエルバッハ論」を自己の見解として承認したか否か、ここに判断の材料はもち合せないけれども、私は、「用具を所有する労働者」を媒介として、「生きて活動する人間と、人間的定在の非有機的条件（＝自然）」の原初的統一から分離という命題をもって、「勇敢なブルードン」の私的所有「経済外的起源」説を批判し得た『諸形態』（『経済学批判要綱』高木監訳Ⅲ、422—423ページ）のほうに、『経・哲手稿』第1規定の問題意識の連続とその解決を見出したいと思う。